



【すこやか歳時記】 皐月の候

感染症対策とあわせて
熱中症予防対策に取り組む
ようにしましょう



5月11日、九州南部が梅雨入りしました。

1956年（昭和31年）の5月1日に次ぐ過去2番目に早い梅雨入りで、昨年、平年より19日早いそうです。しばらくは、うっとうしいお天気とのお付き合いです。「カラッと」した体感から、「ジメジメ・ムシムシ」に変わり、熱中症にかかりやすくなりますので、体調管理に注意が必要となります。

労働安全衛生法第22条では、事業者は高温による健康障害を防止するため必要な措置を取らなければならないとされており、その規則として「事業者は、多量の発汗を伴う作業場においては、労働者に与えるために、塩及び飲料水を備えなければならない」と定められています。

感染症対策と熱中症予防対策のどちらも
取り組むようにしましょう。



労働保険の年度更新のお知らせ

当事務所では、新型コロナウイルスの影響により、「労働保険の年度更新」作業を例年より前倒しで進めております。

6月初旬に労働局・年金事務所から郵送されます。
届きましたら、弊所へご連絡をお願いいたします。

※本年度より法人印の押印が廃止されています。
ご不明な点は各担当までお問い合わせください。

年度更新：緑色の封筒（建設業は緑色と青色の封筒）
算定基礎届：茶色の封筒 で届きます。



日々是好日カレンダー

5月	MAY
1 土	卯月・烏待月・花残月・清和月 ・八十八夜・「令和」改元の日 ・メーデー・憲法週間（～5/7）
2 日	郵便貯金の日・歯科医師記念日 ・緑茶の日・交通広告の日
3 月	憲法記念日・世界報道自由デー ・ゴミの日・リカちゃんの誕生日
4 火	みどりの日・春の土用明け ・国際消防士の日・植物園の日
5 水	こどもの日・立夏・端午の節句 ・薬の日・手話記念日
6 木	国際ノーダイエットデー ・ゴムの日・コロッケの日
7 金	世界エイズ孤児デー・博士の日 ・粉の日・コナモンの日
8 土	世界赤十字デー・松の日 ・ゴーヤーの日・万引き防止の日
9 日	母の日・呼吸の日 ・メイクの日・アイスクリームの日
10 月	雇用保険被保険者資格取得届の提出
11 火	ご当地スーパーの日・ご当地キャラの日 ・長良川鵜飼い開きの日
12 水	看護の日・民生委員/児童委員の日 ・海上保安の日
13 木	メイストームデー・愛犬の日 ・竹酔日・カクテルの日
14 金	種痘記念日・温度計の日 ・ゴールドデー・けん玉の日
15 土	沖縄復帰記念日・国際家族デー ・ヨーグルトの日・ストックングの日
16 日	旅の日・平和に共存する国際デー ・国際光デー・工事写真の日
17 月	世界高血圧デー・生命さずなの日 ・バック旅行の日・お茶漬けの日
18 火	国際親善デー・国際博物館の日 ・ファイバーの日・ことばの日
19 水	ボクシングの日・セメントの日 ・IBDを理解する日
20 木	世界ミツバチの日・世界計量記念日 ・ローマ字の日
21 金	小満・対話と発展のための世界文化多様性デー ・小学校開校の日
22 土	国際生物多様性の日 ・サイクリングの日
23 日	世界亀の日・難病の日 ・ラブレターの日
24 月	ゴルフ場記念日 ・伊達巻の日
25 火	アフリカデー・主婦休みの日 ・食堂車の日・広辞苑記念日
26 水	東名高速道路全通記念日 ・ラッキーゾーンの日・ルマンの日
27 木	百人一首の日・小松菜の日 ・日本海海戦の日
28 金	国際アムネスティ記念日 ・ゴルフ記念日・花火の日
29 土	エベレスト登頂記念日・幸福の日 ・呉服の日・こんにゃくの日
30 日	文化財保護法公布記念日 ・消費者の日・ごみゼロの日
31 月	社会保険料納付期限（4月分）

★青字は人事労務部門に関わる期日です

《今月の特集①》

「令和3年度 コロナ関連助成金」について

新年度になり、新たな助成金の創設や要件変更などがありました。
特に新型コロナウイルス感染症に関連した助成金について紹介していきます。



1. 産業雇用安定助成金

「産業雇用安定助成金」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により事業縮小をする会社が「在籍型出向」により労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して、その出向に要した賃金や経費の一部を助成するものです。

対象となる出向の主な条件 Check

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による事業縮小をした会社が、雇用の維持のために行う出向であること
- ・出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提
- ・出向元と出向先に独立性が認められること

他

助成額・助成率

出向元事業主及び出向先事業主が負担する「賃金」、「教育訓練」および「労務管理に関する調整経費」など、出向中に要する経費の一部が助成されます(日額上限は出向元・出向先合計で12,000円)。

	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3

2. トライアル雇用助成金

(新型コロナウイルス感染症対応(短時間)トライアルコース)

この助成金は、新型コロナウイルス感染症の影響で離職し、これまで経験のない職業に就くことを希望している求職者を、無期雇用へ移行することを前提に、原則3ヶ月間試行(トライアル)雇用する制度です。

対象となる出向の主な条件 Check

事前にトライアル雇用求人ハローワーク等に提出し、その紹介により、次にあげる要件を満たす対象者を原則3ヶ月の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たした場合に、助成金を受けることができます。

- ・令和2年1月24日以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により離職した
- ・紹介日時点で、離職している期間が3ヶ月を超えている
- ・紹介日において、就労経験のない職業に就くことを希望している

助成額

この助成金はトライアル期間(3ヶ月間)について支給され、月毎の助成額は雇用条件により以下のよう異なります。

週30時間以上	月額4万円
週20時間以上～30時間未満	月額2.5万円

ご不明点は、当事務所の助成金担当者へお問い合わせください。



《今月の特集②》

「テレワーク労働者の時間管理」について

新型コロナウイルス感染症の影響でにわかにテレワークが一般化しましたが、遠隔地で働く労働者の時間管理をどのようにすべきか確認してみましょう。



原則

労働時間の適正な把握のために、会社がしなければならないこととして、次のように定められています。

①始業・終業時刻の確認・客観的記録

使用者は、労働時間を適正に管理するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録しなければなりません。これはテレワークの場合も同様で、遠隔地だからといって時間管理が不要になるわけではありません。また記録方法について、原則としてタイムカード、ICカード等の客観的な記録をするよう求められています。任意で記録を変更できるエクセルシートや手書きの出勤簿は推奨されていません。

②自己申告管理の場合の客観的担保

予算や利便性の関係でやむをえずエクセルシートなどに自分で出勤状況を記録させることもあるでしょう。この場合でも、勤怠記録が客観的に見て実態に沿ったものになるような管理をしなければならないとされています。特に客観性を損なう以下のような会社側の管理手法は NGとされています。

NGとされる管理手法の例

- ・記録した労働時間が法定労働時間を超えないように調整するよう指示する
- ・固定残業制度の限度時間を超えた場合はボーナスをカットする等の不利益取り扱いをする

みなし労働時間制の可否

事業場外労働のみなし労働時間制とは、労働者が業務の全部又は一部を事業場外で従事し、使用者の指揮監督が及ばないために、当該業務に係る労働時間の算定が困難な場合に、使用者のその労働

時間に係る算定義務を免除し、その事業場外労働については「あらかじめ特定した時間」を労働したとみなすことのできる制度です。一見テレワークはこのみなし労働時間制を適用できそうに見えますが、実際にはそう簡単ではありません。例えば在宅勤務にみなし労働時間制を適用するためには、次の要件を満たす必要があります。

- ・業務が、起居寢食など私生活を営む自宅で行われること。
- ・情報通信機器が、使用者の指示により常時通信可能な状態におくこととされていないこと
- ・当該業務が、随時使用者の具体的な指示に基づいて行われていないこと。

(労働基準法平成16年3月5日 基発第0305001号より)

つまり、パソコン・スマホなどが常時インターネットに接続されており、そのパソコン等を通じて業務の指示を行っている場合、みなし労働時間制を適用することができないこととなります。昨今の働き方を鑑みると、事実上テレワークにみなし労働時間制適用を主張するのは「かなりハードルが高い」ものと言えるでしょう。

建前と実運用

一方で前述した原理原則に従ってテレワーク勤務者の様子を逐一管理することは、テレワークの利点である柔軟性を邪魔する場合もあるでしょう。例えば日中は育児や介護に従事し、夕食後や朝早くの細切れ時間を使って働きたい人にとっては、「テレワークといえども〇時から〇時までは机の前になさい」と指示されると働きにくくなります。

重要なポイントは、「**実労働の実態が正しく記録されること**」「**労働時間が長くなりすぎないこと**」であり、企業ごと業種ごと、あるいは労働者ごとに相応しい妥協点を検討していくべきでしょう。

《今月の特集③》

コロナ禍における熱中症予防行動のポイント Point

職場における熱中症により、毎年約20人が亡くなり、約1000人が4日以上仕事を休んでいます。厚生労働省は例年、職場の熱中症予防対策を徹底するため、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施していますが、今年も5～9月に同キャンペーンが実施されます。

外出自粛の影響で、汗をかいていない、運動をしていない傾向にあると、暑熱馴化(身体の機能が暑さに慣れて、汗をかいて体温を下げる等の対処ができること)ができず、筋肉量が減っている可能性があります。筋肉は体に水分をためる最も大きな臓器のため、筋肉量が少ないということは、保持できる水分量が少ないということ、すなわち、脱水になりやすい状態であるといえます。そのような状態の下では、より意識的な熱中症の予防行動が必要です。

マスクの着用は、心拍数や呼吸数、血中二酸化炭素濃度、体感温度が上昇するなど、身体に負担がかかることがあります。したがって、高温や多湿といった環境下でのマスク着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるた

め、マスクを着用する場合には、強い負荷の作業や運動は避け、のどが渇いていなくても、こまめに水分補給(1日1.2リットルを目安に)をするように心がけましょう。また、屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合にはマスクをはずす、周囲の方との距離を十分にとれる場所でマスクを一時的にはずして休憩することも必要です。

特設サイト「～学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！～ 職場における熱中症予防情報 (<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>)」も参考のうえ、十分な感染症対策とあわせて熱中症予防対策に取り組んでいただければと思います。



ビジネスレポート

毎月新作追加
【無料です】

■ マネジメント関連

#00497 (全5ページ)

コロナ禍で「整理解雇」を検討せざるを得ない
会社が知っておくべきこと

- ・無念だからこそ、適法に「整理解雇」を行う
- ・整理解雇の有効性を決める4つの要素
- ・要素1：人員削減の必要性 ・要素2：解雇回避努力義務の履行
- ・要素3：人選の合理性 他



#40060 (全8ページ)

気分だけセキュリティ？

- ・PPAP (パスワード付き zip のメール送信) の無意味を暴く
- ・PPAP 廃止論にどう対応する？ ・PPAP はなぜ安全ではないのか
- ・ファイルを安全に送るには

#98009 (全9ページ)

税理士注目の「3大ニュース」税務で押さえてほしいポイントを解説

- ・2020年度と2021年度の3大ニュース
- ・2020年度の総括 ・2021年度の主なニュース

#98010 (全7ページ)

弁護士注目の「3大ニュース」法務で押さえてほしいポイントを解説

- ・2020年度・2021年度の3大ニュース
- ・2020年度の総括 ・2021年度の主なニュース

#98016 (全7ページ)

大八木弘明監督〜厳しさの中に「支援的リーダーシップ」を融合させた箱根の名将〜

- ・2021年、最も学ぶべきマネジメントの三賢人
- ・大学駅伝界きっての名将 ・令和の大八木マジック
- ・対話型へ舵を切った ・寮で育む心理的安全性

ご希望のレポートがございましたら、お気軽にご連絡ください。

(お申込み用連絡先：電話 0993-24-3128、メール info@e-sr.net、チャットワーク)

“上岡ひとみ経営労務研究所の黒チョコカ”

「人が足りない」ほとんどの企業様のお悩みです。

日々、頑張ってくれている従業員さんに少しでも、楽しくやりがいをもって職業生活送ってほしいという願いは、経営者の共通の願いかもしれません。

品川学園の漆紫穂子先生によると、子供たちは、このようにときに、「やる気スイッチ」が入るそうです。

- 1) できないと思っていたことができた時
勉強が苦手な子どもが何らかの形で褒められて、『私は勉強できないと思っていたけれど、実はできるんだ!』と感じたとき『スイッチが入る』
- 2) これはみんなのためになると考えた時
確かに面倒なことだけど、『自分が頑張ることで皆に喜んでもらえる』と感じたとき『スイッチが入る』
- 3) 自分のやりたいこと、目標ができた時
今までは適当に毎日過ごしていたけれど、目標が見つかったとき突然やる気の『スイッチが入る』

大人も一緒かもしれません。

「あなたのおかげで、みんな助かってるよ」という評価が上司からもらえたときに、「やる気スイッチ」入るかもしれませんね。経営者も従業員さんに、「社長のおかげで毎日楽しいです」なんて、言ってもらえたら、本当に嬉しいですよ。…言ってもらいたいものです(笑)



上岡ひとみ経営労務研究所 代表 上岡ひとみ